

方と併合して取扱わしめる。そのうちに砂糖も統制が解除されるという機会が近く来るのじやないか。かように考えられるのであります。従つて砂糖だけを残して食料品公団を残して置くことはこの際整理をする上においても適当でない、かような考え方から油糧公団の方に砂糖を併合いたしまして、暫く統制の中に入れて行く。こういう方針で考えておるのであります。

○藤野義雄君 只今のお話によりますると、砂糖は近く統制を外すすることになる見当であると、こういふことになる見当であると、こういふことになります。従らに、砂糖は近く統制を外すことを、砂糖を油の方に併せることであります。近いうちに外すから現在のように二つのものを残して貢くよりも一つにまとめた方がいいことに支障を来たすのじやなかろうかと思ひます。近いうちに外すから現在のように二つのものを残して貢くよりも一つにまとめた方がいいというその理由に、どうしたつて合点が行かないのです。いよ／＼砂糖を外すして油糧配給公団に入れる、こういうふうなことにいたしますと、今度は清算事務に當つても、砂糖の清算事務は誰が執るか。清算事務を執るところの人間はないのじやないか。こういうふうなことにもなつて来るのじやないかと思うのであります。この点にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(森幸太郎君) これは見解の違う点と存じますが、政府といはましては、油糧公団に砂糖を入れて置いて、その砂糖が中途において脱落いたして、それに対する清算事務といふようなものは、やはり油糧公団と一緒にやりました者が責任を持つて、一部

事業の縮小ということになるのでありますまして、砂糖だけを清算事務に移すといふ必要がないと、かように考えておるのであります。

○藤野繁雄君 私の質問が悪かつたために大臣誤解しておられるようであります。が、食料品配給公団はなくなつて來るのであります。食料品配給公団がなくなつたならば、これは清算状態に入らなければできないのであります。砂糖はこれが油の方に入つて行くとしたならば四月一日現在で引移つて、その後の債権債務の取扱は清算で行なふべきでないと思つておるのであります。が、債権債務の取扱は油公団に砂糖が入つた後はどうされるのであるか、この点であります。

○國務大臣(森幸太郎君) これは食料品公団が三月三十一日で廃止されることにつきましては、その段階におけるすべての問題についての清算事務に入れるわけであります。四月一日以後新しく油糧公団に砂糖というものを取扱わさせてあります。そこで一つの節ができるであります。今日までの債権債務に対しましては、勿論食料品公団として、あらゆる部面における清算事務に着手いたしましたが、新しく油糧公団に砂糖というものを取扱わす、ここに一つの段階、区域ができる、かように考えておるのであります。

○藤野繁雄君 どうも私の質問が大臣合点が行かれない、ようであります。が、砂糖に関係するところの者が油糧に行つたならば、砂糖に従事しているところの者は全部油公団に行つてしまふであります。そうして見ると、食料品公団で砂糖の債権債務の清算をするのに、砂糖に関する知識のある者

は一人もおらずして、清算事務に入らなくてはならぬのであります。そういうふうなことで清算ができるかどうか、私の考では、そういうふうな場合においても、食料品公團と油公團と一緒にになつたその方のものが清算に加勢せなくちやできないようになつて来るのじやないか、この点なんであります。

○國務大臣(森幸太郎君) 公團の清算事務は、別に清算の責任者を指定いたしました、そして清算をすることに別の政令によつて行うことになつておるわけであります。砂糖の知つておる者が油糧公團へ行つてしまふから、食料品公團の清算事務に砂糖のことはさつぱり分らんようになるではないかといふ御心配のようであります、そういうことはないと信じておるわけであります。

○藤野繁雄君 次にこれはこの前の委員会から大臣にお尋ねして、大臣の御返事を待つてるのであります、その後いろいろの通牒によつて見るといふと、大臣の委員會で答弁せられたようになつていいようにも感じられるから、更にお伺いするのであります。菜種の取扱について、政府はどんな方針で今後やられるのであるか、別な言葉で言つたならば、菜種の供出でやられるのであるか、油の供出を認められるのであるか、この点であります。

○國務大臣(森幸太郎君) これは菜種は今まで全面統制をいたしまして、生産者に保有を認めておらなかつたのであります。従つて油というものが少しでも動いておれば、これは統制違反だといふので、農業者は非常な迷惑をいたしておつたのであります、農家の

日常生活の上において菜種油といふものは必要であることを考えて、生産見込数の約六〇%を統制いたしまして、あの四〇%は農村における保有を認めておるのであります。従つてこの保有のものは自由に処置するわけであります。が、六〇%を統制するといふことは種油が必要であるためにこれを処理していくわけでありますから、今後におきましては、この種油業者との関係もありますが、油を供出さしてその目的は達成するわけでありますので、そういうふうな方針で今後進みたいという考え方を持つておるのであります。が、取敢ず六〇%だけは菜種の統制をしたと、そういう方針を持つておるのであります。

止になつた場合においては、今までじめに働いておつたところの職員に対しては、各相当の待遇をして行かなくちゃできないのであります。予算委員会でも、この問題は質問して置いたのであります。この退職職員に対する退職金の支給は政令二百六十三号でやられるのか、二百六十四号でやられるのか、私の聞いておるところによれば、又予算書を拜見して見ますと、政令二百六十三号でやるだけの予算があるよう考へられるのであります。が、この点お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) 公團廃止においては二百六十三号であります。併しこれにおいては二百六十三号であります。併しが、やはり予算はあります。併しながら政令の廃止といたしましては、二百六十四号に適応せしめるということになりますので、又各公團からもできるだけ待遇をよくしてやつて貰いたいという希望がありますので、且下行政局とも相談いたしまして、できるだけ待遇をよくいたしたい、かように努力を続けておるわけであります。が、まだ結論には達しておりません。

○藤野繁雄君 食料品公團が廃止されるのでありますから、廃止されるのに伴つて味噌醤油の仕事も廃止されるとになつて來るのであります。が、この間からいろいろ輸入大豆の状況を承つて見まするというと、大体において見当がついたようであります。が、まだ明確でないと考へるのであります。食料品公團を廃止したために味噌醤油といふような、国民の非常に日常の生活に

ということであらうと思うのでありますから、肥料公団を廃止せられる場合においては、肥料資金に対する完全なる準備を整えてからでなくてはできないと思ふのでありますから、この点を希望を申上げ、次には岡村さんからお話をあつたように、肥料の値上げはせないというようなことに御努力をお願いするということでこの案に賛成いたしました。

○赤澤與仁君 私の次の事項を要望いたしまして、本法律案に賛成をいたしました

たいと思います。その一つは、いわゆる竹馬経済を脱却するために、肥料に

対する価格調整費を削減するといふことは、一応止むを得ない措置といつし

ましても、政府は極力肥料の生産とか配給の合理化によりまして価格調整費

削減の影響を吸収いたしまして、消費者価格の値上がりを最小限度に止めるよ

うな措置を取つて頂きたいといふこと

と、第二には、肥料の値上がりと農村の金詰りのために、肥料の実効需要は減

退せんとする傾向にありますことは御存じの通りでございますが、この肥料の実効需要の減退は、直ちに農業生産

の衰退を来たすこととなりますので、国家並びに農家経済上由々しい問題でありますので、政府におかれましては、速かに肥料の実効需要の減退防止に対しましての万全の策を講じて頂かなければならんと思うのであります。

第三は、肥料価格の値上がりは主食の値上がりを来たすことありますし、主食の値上がりは国民生活費の上昇を招くこととなることは申すまでもないのですから、肥料はこの悪循環の防止につきまして、政府はこの悪循環の防止につきまして、最善を盡して頂かなければならんと思うのであります。専肥

料の値上がりが農家の保有米とか、或いは不完全農家の飲食用の生産費の高騰

を来たしますし、零細農の生活の脅威となる点から考えましても、その対策に遺憾なきを期して頂かなければなら

んと思います。第四は、政府の配給機構の改正については、これは單に名目

や形式に因われるることなく、実情に即した万全の策を講じて頂かなければならんと存じておるのであります。第五

には、肥料とか農業或いは消耗品的な農機具等のように、生産が年間平均に行われるものにおきましては、需要は需要期、不需要期との大きな波があることにつきましては、政府はこの需給調整のために、適当な制度を設けられることが必要ではなかろうかと考えておるのであります。最後に、政府はこの

肥料配給公団を廃止する場合におけることが必要ではなかろうかと考えて

おるのとおりであります。午後二時四十四分休憩

午後二時四十四分休憩

○委員長(補見義男君) 午前中はこれで休憩いたします。一時半より再開いたします。

○委員長(補見義男君) 午前中はこれで休憩いたします。一時半より再開いたします。

○委員長(補見義男君) それではこれまで以前に引続いて委員会を開いたままして、離職者の善後処置につきましても安心いたしまして、これ

が運営の堅実さを図ることができます。同時に、農家をして一層作業にいそませ、政府の方針たる供出に寄與することができるということは言を俟たない

のでござります。かかる見地からいましまして、今日政府のこれに対する

打手に対し、重ねて大臣から御答弁を煩わしたいと、かようにも思つて

あります。

○國務大臣(森幸太郎君) この問題に

つきましては、先刻一応お答えいたしましたが、これらの点を要望いたしまして、本法律案に賛成するものでござい

ます。

○委員長(補見義男君) 大体御意見の御発表も盡きたようになりますから、これより採決をいたします。

○委員長(補見義男君) 一部を改正する法律案を議題にいたします。この法律案につきましては、前後五回に亘つて委員会において御審議を煩わしたのであります

が、本日は討論採決の運びにいたしました。

この問題は皆さんにも非常に御心配

をして頂きましたが、先般いろいろと

おつたのであります。重ねての御質問でありますので、現状を御報告申

上げたいと存じます。

この問題は皆さんにも非常に御心配

をして頂きましたが、先般いろいろと

おつたのであります。重ねての御質問でありますので、現状を御報告申

上げたいと存じます。

○委員長(補見義男君) これと直接の関係

法律案を議題にいたします。本法律案につ

いて衆議院送付、政府原案通り御賛成

の方の御起立をお願いいたしました。

〔経員起立〕

○委員長(補見義男君) 起立。よ

つて全会一致を以て原案通り可決する

ことに決定いたしました。

尚この案件につきまして、多数意

見者の御署名を頂くことになつております。

○委員長(補見義男君) 起立。よ

つて全会一致を以て原案通り可決する

ことに決定いたしました。

○委員長(補見義男君) 起立。よ

つて全会一致を以て原案通り可決する

ことに決定いたしました。</p

するならば、一にこの倉庫の信用によつて取引が行われるのであります。併し現在の倉庫は今お話を通りに、たゞ一時そこに集荷すればいい短期間の貯蔵でありますので、ルーズになります。まして、随分風も暑れる、雨も漏ると、いうような倉庫も、とうへんそのままに経過いたして来たのであります。それで政府に申しますように、商品化していく上、取引をするということになりますれば、その倉庫の信用によつて取引が行われるわけであります。それで政府におきましては、速かにこの全国の倉庫の調査をいたしまして、そうして完全なる貯蔵の効く、駆除のなし得るよう立派な倉庫にし、商品価値を落さないような倉庫になさなければならんと思うのであります。これは更に秦を立てまして、この倉庫の整理等につきましての計画を今後早急に進めたい、こういうふうに考えておるわけであります。

を決定しておられながら、今日一文も貸付がない。恐らく二十四年度の土地改良に対しても対日援助見返資金が一錢と雖も貸出されない、こういうふうな結果になつて来るのであります。こういうようなことであつたならば、土地改良費であるとか、或いは災害復旧費であるとか、干拓工事であるとか、うようなものは、全く計画はしてあっても実行が伴わないというふうなことになつて来るであろうと思うのであります。又昭和二十五年度の予算を拜見して見ましても、土地改良事業の経費には八十五億、耕地災害復旧の経費には七十二億、合計いたしまして百五十七億を計上しておられるのであります。これが、これに対する地元負担の七十七億といふようなものも、資金的措置は講じておらないのであります。これには予算委員会でも大蔵大臣に質問して見るといふと、何とか金融の措置は盛んに煩雑であるということなんで、それで今後において金繩の自給態勢を整えようとして、土地改良、干拓或いは災害復旧をやろうとしたならば、どういったつて現在の融資の手続を簡単にせなくては、農村には融資ができないんじやなかろうか、又現在の見返資金の手続を拜見して見ますと、僅かな資金を融通して貰うためにはその手続が煩雑であつて、却つて経費倒れになります。それで私は、この際土地改良であるとか、災害復旧であるとか、

或いは干預であるというような事業に、より以上の政府に予算を計上して頂くと同時に、融資の金額を増して頂き、更に根本であるその手続を簡単にされますが、手續を簡素にされる農林大臣のお考があるかどうか、お伺いしたいのです。

○国務大臣（森幸太郎君）　この問題につきましては、予算委員会でも農林野君から御質問がありまして、大蔵大臣がお答えいたしておつたと私承知いたしております。見返資金の前年度の放出ができませんなどことは、当時大蔵大臣も申しましたような理由があるのであります。併し結論にお述べになりますと、これだけの手続をしては、非常に煩雑な手数が要りますので、私が見ましても、これだけの手数をかけなければ金が廻せないのかと不審がる程複雑な手続を要求されておるのであります。これは見返資金そのものの性質にもよるものとは存じますが、今少しく簡単にできないかといふことを痛感いたしておるわけであります。これは一に大蔵事務当局の裁量を要するわけでありますので、農林省なります。農林中央金庫の手續等によりましたしましては資金融通の面から、できるだけ農林水産業の資金は農林中央金庫を通じて貸出すという方針を取つて行きたいと存じます。

置きたいと思します。私の承知いたしておりますのは、一月が一六六・一六七でございます。二月に入りまして一六五・三倍、これは穀類の下落を見込んであります。三月が一六六・二六、これは肥料の値上がりを織込んでおります。四月は一六七・五七、これが魚価が上るだらう、一面穀類が下落するだらうというような材料を織込んでおります。五月が一六六・三七、これは魚、薪炭類の下落を織込んでおりますが、一面ペギスタン棉の關係がありますので、その方面から上つて来るんじやないか、六月が一六六・五九、それまで織込んでおるわけであります。この辺七、八月と経過しまして、予算上は一六八七一・〇〇、これは肥料の値上がり等を統合いたしまして、予算上は一六八というようなペリティーを基準として計算をしておるのであります。

する」、三が「本年産米、雜穀について
は、先に指示した供出割当量を軽減す
る」というようなことが伝えられてお
るのであります。この與党の方と、そ
れから農林省の高級官吏諸君との間
に、こういうような点について話が行
われたと、これが相当大きな影響を各
方面に與えておるのであります。が、先
ずお伺いしたいことは、大臣がこの会
談を御存じであつたかどうか、大臣
は、自由党に所属せられておつて、非
常に有力な地位におられる方であります
。同時に農林行政の最高責任者でござ
いますが、この党とそれから農林省
の役人との間の審議会が行われたこ
と、それからそれによつて、こういう
ような意味の話合がつくということにつ
いて、予め承知せられたかどうか、
その点をお伺いしたいのであります。
○國務大臣(森幸太郎君) この問題
は、少し党といたしましては、その手
続を簡略にいたしたかと思うような節
があるのであります。正直に私はさ
づくばらんに申上げますが、司令部の方
から、現在の供出制度を今すぐ改め
るというのではありませんが、現在の
供出制度では、政府も困つておるし、
司令部としてもいろいろ煮え湯を飲ま
されたような立場にもなつて居る、何
とか一つよい方法に変えたらどうかと
いうことは、まとまつた意見でなく、
これは個人の意見として、私に示唆が
あつたのであります。併し、事重大な
問題でありますと、御承知の通り、
来年の三月一杯で現在の食糧法等が一
度終りまするので、何とかせなければ
ならんということは当然のことであり
まして、研究を進めてるのであります
。こゝへより、(質問者)りこみ

たので、事務当局に、一応の案を研究を進め早めるということにしておいたります。それが政調の方に伝わりまして、政調の方でも、それはどういうわけだと、内容を聽かせろというお話をありましたので、私は今申しましたようになります。ことにについて、概略報告しておつたのであります。ところがその後、それでは一つ専門的に研究をしようといふので、何だか五人か委員ができまして、委員ができましたけれども、素人ばかりの集まりでありますので、事務当局に出席を要求せられて、共に研究をすると、こういう態度を採つたらしいのであります。それで二回くらいはいろいろ協議があつたのであります。が、安本の事務担当、農林省の事務担当といたしましては、ただ自分の考え方をお話し、まあ参考になる程度の折衝に與つておつたことと私は存じております。ところが二十五日でありますたが、湯河原で会議をするというお話をありましたので、それは委員の自由度でありますから、どこでしようと、これは私のかれこれ言うべき問題ではありませんが、その湯河原で会議がありました。こう新聞に発表されまして、これは委員会の意見であり、政府が責任を持つべきものであります。又その内容の如何は別問題といたしまして、正式に党の調査会を経、役員会を経たものであります。一つの私案として発表されたのであります。ですが、そういう問題につきまして、私はこの案の内容について意見を申上げることを差控えたいと存じます。そういう程度で発表されたのであります。

○岡田宗司君 これは安孫子長官もおいでになつておりますから、尙その事柄についてお伺いしたいと思うのであります。が、與党側のそういう委員と、それから安孫子長官初めその他の方々が集まりになつて、そこで一つの案を研究された、これは勿論そういふことはよくあることだと思うのであります。が、新聞に伝えられるところによりますと、祕密協定なるものができましたと、こういうことなんであります。何のための祕密だか私共にはよく分らないのですが、或いは大臣を出しえいたという意味の祕密かも知れないのであります。が、(笑)一休自覚の大臣を除いて、そして農林省局、或いは安本当局の方々と、與党のどういう資格を持つて行政にタッチされるか分らん方々との間に、こういう何箇條かの祕密協定が結ばれて、それに何が参加された方の署名があつたといふようなことを聞いておるのであります。そういうことが行われたとする、これは非常に不可解なことなんですが、その点につきまして、参加者の安孫子長官から、経緯を少しお聞きしたいのです。

を全面管理することが日本としては絶対必要であるのではないかというようなら、論議を重ねて来ておりましたものを、日曜日にも実はその論議を重ねて来ました。勿論これは大臣、又民自觉としたましても、最高幹部において決定をさるべき性質のものであります。論議をいたしました程度であるのであります。いわゆる新聞に報道されたりまする祕密文書なるものは、これは論議をいたしました要点を整理したものです。五人委員会の方におかれましては、政調の方にいろいろ御報告なさる都合もあるうと察知されるのであります。論議をいたしました点について、整理をいたされたものであると私共は了解いたしております。出席者の署名があるということをお話でございますが、そうではなく、その場に出席をいたしておきました者の氏名はこうであるということを備考的に付けておるのであります。これが祕密文書というような形になりましたのは、当時山村委員長から記者間に對しまして、大体の経過をお話になつたのであります。それよりも多少詳しく論点を整理いたしたもののが、メモとして作られたと言いますか、ありますので、それがいわゆる祕密文書というような名前になつたのだと私は了解いたしております。従いまして、従来と同様にこれはいろ／＼議論を進めて参ります上においてこの整理をいたしたものであるというふうに私共は了解いたしております。

政策を研究するために、行政部の人々と会われて、そういう研究をされて、その結果をまとめる、これは誠に結構な話であります。又その得られました結論を、自由党的政策としてこれを発表されるということも、これは私公会議として当然なことと思うのであります。併しながら兩者の話合いの結果、主務大臣を差置いて、まあどちらが発表したかと申せば、これは自由党的方々の発表であります。同時にこれによりますと、藤田農政局長がかられをどこかで発表したということがあります。私が発表されておるようになつておるのであります。兩者が共にこういうものをどうかで発表されたと、それが政治的な意味というものが、自由党的政策としてなつて参りますと、その政治的な意味といふものが発表されて、而もこれが、そういう形式で発表されたために興えましたところのいろいろな影響とし、それを考えましたときに、こういう形でやられることは非常に重大なことである。特に行政局といたしましては、かくのごときことはよく考えてやつて貰わなければならんことを思ひ得るものであるかどうか、又行政当局の方においても、これを責任を持つて行い得るものであるかどうかも、非常に疑問に思われるような節もあるのであります。その点について私は聊か行政当局において手落とすが、軽卒であつたのではないかと思うのであります。そつまつこつこつ木本大臣より見

○国務大臣(森幸太郎君) これは事務局も手落でありましたが、新聞記者の諸君の取扱い方が甚だ適切を欠いておると思うであります。興党、政府意見一致するというとか何とか表題があつたようにも思いますが、農林省におきましては、この問題はまだ審議にもかけておりません。ただ私が先程さつくばらんに申しましたように、こういヒントはある、それについては研究を進めなければならん、先ず以て責任の位置にある二三のもので、極く祕密において研究を進めて呉れ、この程度になつて、まだ成案を何もできておりません。その成案がでければ勿論私も十分研究しまして、又公議にもかけて、省内の意見も質して、そうして政党と交渉するなら政党と交渉いたして、又政黨は独自の立場で考えたのをこちらに申入れて、これを内閣が採るが採らんかはこつちの自由でありますから、十分検討の上で政策を決定するわけであります。そういう関係でありますので、私は事務当局に、その研究をして貢うことにいたしております。まだその成案を得ておらんのであります。ただぞの懽てられた五人の連中が、何だか決定したかのごとく、政府の意見と一致したかのごとく発表したのか、新聞記者諸君がお取扱いになつたのが分りませんが、非常に世間の誤解を招くような事態を致したことには、甚だ申訳なく考えております。二十五年の食糧政策いたしましては、各別にありますべし、現在ではますごとに

画を立てております通りに進捗するつもりであります。ただ先程も申しました通り、二十六年度に亘つてはどうするか、この法律案の現在の法律案が失効する場合においてどういう変つた法律を出すか、どういう制度を変えて行くかということを早急に、これは決めなければならぬ問題でありますので、申上げることは、今生産計画を立てておりますのは、今年の米の生産までであります。この十一月に播きつける麦からは、現在の生産計画より後のことになるのでありますから、急いでこの方法を定めて行きたい、こういう気持は持つておるのであります。今新聞等いろいろと発表されておりますが、その内容について私の意見を附すが、その内容について私の意見を附すが、いすれにいたしましても、そういう段階になつておることは御了承願えますと存じます。今後こういうものの取扱につきましては十分慎重な態度を以ちまして農民の諸君の迷惑ないように十分注意をいたしたいと存じます。この問題につきましては、食糧庁長官、農政局長にも、少しそのやり方が余り完全ではなかつたのではないかといふ注意はいたしておるわけでありますが、今後一層の注意を拂つて行きたいと存じます。

いうことになりますと、大体において拘束はされないけれども、この内容について食糧庁なり或いは安本なりの当局において、或る程度これを認めるということになるのだろうとも考えられる。大体その中でたつた一つ、私重要な点を挙げてお伺いしたいのです。今農林大臣のお話ですと、本年度の計画は変わらない。こういうふうにおつしやつておるのでありますから、この條項の中に、本年産の米、雜穀について、先に指示した供出割当量を軽減する、こういうことがあるのです。これはやはり與党側と、それから安孫子長官、或いは藤田農政司長、或いは東畑生活物資局長との間に一致した意見なんでありますか。

○政府委員(安孫子謹言君) その点は一致をいたしておらんのであります。私共は本年度供出割当はやはり一定の基準の下に、これを指示いたしておりますのであります。生産量から保有量、これを利用した供出量というものは、一定の基準の下にこれを指示いたしております。それを何らの理由なく減らすとか何とかということは、行政当局としてはできないという見解を持つております。ただ從来の経過から御承知のように、減額補正というものが生産者の要望と甚だしく距つた数量になつておるのであります。これが災害農家に対しまして、相当苦しい思いをさせておるこの実情だけはどうしても本年は打開をいたしたい、従つて減額補正について適切な数量を決定することに最善の努力をいたしたいという、そういう方向で私は行くべきである、こいう見解を持つておるのであります。新聞等に載っておりますのは私

○岡田宗司君 只今大臣並びに長官からいろいろのお話で、この会議の内容といふものはなんら正式に今日の農林省の食糧政策を左右するものでない、ということが明らかになつたわけであります。私共いたしましては、先程大臣の言わされましたように、こういうことが軽率に発表されまして、農民に非常に動搖を與えるということにつきましては、これは今後慎んで貰わなければならんことと思うのであります。が、尚この発表されましたものについて、大臣から正式になんらかの形で取消をお願いしたいと思うのであります。が、その点についての大蔵のお者はどうでしよう。

○國務大臣(森幸太郎君) いろ／＼間違つて、この内容は、私は今貰つておるのでですが、新聞の記事と大分違つておる点があるようでありますので、これは一層はつきりして置く必要があると存じます。取消しするか、或いは訂正するか、或いは私としての考え方を申上げるかいたしたと存じておりますが、これはいずれにしましても、先程一番先に申しました司令部からこういう事態だが一つ研究をして案を持つて来て見てくれ、こちらでも十分研究して見るから、共々に研究しようではないかということであつたのであります。が、これはどういう案を捨てるにしましても、一応そういう経路を経なければ、実際問題としてならぬのでありますから、一般農民諸君なり消費者諸君の誤解のないように、適当な処置を今後私共として取りたいと考えております。

○岡田宗司君 私は以上で終ります。
○委員長(補見兼男君) 外に御質問ございませんか。それじや委員長から皆さんに申上げますが、この法律の最終決定に至るまでに、現在の食糧公団が明年三月までの存続期間の間に、末端の配給機構について卸売機構、或いは小売機構がどうなるかということ的具体的な説明を、概括的な説明はその前食糧長官から伺つて、その具体的に固まつた方針については、今申しますように我々が最終的決定に至るまでに、詳しく御説明を伺うという約束になつておりますから、その説明はこにおきまして、本日伺うことができます。併しこの法律は今朝程も申上げましたように、明日上げなければならぬものでありますから、その説明はこの法律が成立いたしましたあとにおいても、引続して御審議を頂く、こういうことにいたしたいと思ひますから、その点は御了承頂きたいと思ひます。

それからもう一つ公團関係で、「六條の兼業禁止の問題については、修正意見等も衆議院並びに当方にございましたが、これは実現不可能になります」と、併し狙うところは先般安田企画課長からこの委員会で御説明がありましたようなことで、何らか便法も講ぜられるようありますから、その問題はその程度にいたしたいと思ひます。

課長からこの委員会で御説明がありましたから、これから本法律案を議題といたしまして討論採決に入りたいと思ひます。

先に一応の考を申述べますと、この法律が議題になつてから、しばば論議され、今又岡田君からも種々河原会談に終んで質疑がありました問題でありますけれども、要するに日ナリの食糧事情の全般を考慮して考えらるべき食糧管理法が、たゞ一部であります。少くともこの法律の中に含まつておるもののが、主として甘藷、馬鈴薯等だけの問題でありますけれども、全体としての日本の食糧問題を勘案いたしまして、尙外國食糧、輸入食糧の見込みとともに関連して、根本的に日本の食糧管理機構を再検討して、而もその結果後段の附則に示されておりますようち食糧確保臨時措置法との関連において、本法が十分に審議されなければならないと思ふのであります。それがなかなかそういう関連なしに、ただ芋の問題だけを突如としてここに持出して、この改正案を提出されたということは、我々の了解に苦しむところでありました。特に藤野議員が指摘されましたごとく第三條第一項中の甘藷、馬鈴薯の問題につきましては、全く農民の要望通りと食運つておる。これ又二億貫の買入れにつきましても、資金の操作で行なつておられに至りましても、農家の興味ある影響等いうものは極めて大きなものがあります。尚又第二十六條のこの兼業禁止の問題につきましても、今委員長からお話をあつましたが、非常に問題がありますが、私はこの詳細は申述しません。更に附則に示されておる食糧保蔵法が先投の国会において、河原会談に終んで質疑がありました問題でありますけれども、要するに日ナリの食糧事情の全般を考慮して考えらるべき食糧管理法が、たゞ一部であります。少くともこの法律の中に含まつておるもののが、主として甘藷、馬鈴薯等だけの問題でありますけれども、全体としての日本の食糧問題を勘案いたしまして、尙外國食糧、輸入食糧の見込みとともに関連して、根本的に日本の食糧管理機構を再検討して、而もその結果後段の附則に示されておりますようち食糧確保臨時措置法との関連において、本法が十分に審議されなければならないと思ふのであります。それがなかなかそういう関連なしに、ただ芋の問題だけを突如としてここに持出して、この改正案を提出されたということは、我々の了解に苦しむところでありました。特に藤野議員が指摘されましたごとく第三條第一項中の甘藷、馬鈴薯の問題につきましては、全く農民の要望通りと食運つておる。これ又二億貫の買入れにつきましても、資金の操作で行なつておられに至りましても、農家の興味ある影響等いうものは極めて大きなものがあります。尚又第二十六條のこの兼業禁止の問題につきましても、今委員長からお話をあつましたが、非常に問題がありますが、私はこの詳細は申述しません。更に附則に示されておる食糧保蔵法が先投の国会において、

が一致して、そういうメモができたと

す。新聞等に載つておりますのとは私

ります。

由を以下簡単に申述しますが、概要的に

せん、更に附則に示されておる食糧確

参議院において審議終了になり、ボツダム政令という形まで取つて発動されたこの法律が、而も若干の一部改正法律の中に附則として示されておるといふようだ。こういふことは私共は更に了解に苦しむところあります。あれ程重大性を持つた食糧法がこの法律の全く末端に單なる附則として改正されてしまうというような形を探るというこそは、極めて本末転倒でありまして、この点についても私共は賛成得ざるところであります。細かいことは一々申上げませんが、要するに全般としてこの線に亘つて当面の甘藷、馬鈴薯の問題も解決されるということならよく分りますし、又その面に亘つて改めて別途に食糧確保臨時措置法の改廃という面での問題を探上げるということなら、これは分ります。ところが今申上げましたような理由によつて、全くこれが一時便法的に取扱われておるこれからいたしまして、私共は遺憾ながら本法案に反対せざるを得ないのであります。以上申上げました理由によりまして私共は本法案に反対いたしました。

○藤野繁雄君 私は先の事項を要望いたしまして、本法律案に賛成するものであります。第一は速かに新しい事態に即応した食糧政策を確立して、日本農業の向うところを明らかにし、農民をして安心してその業に就かしめるよう措置すること、第二、食糧政策は国に努め、他は民主の安定に資するここと。第三、無分別に自由経済を強調し、徒らなる混乱を招き、禍根を専らに残すことを最も戒め、現実を熟視し

て政策の樹立実行に万全を期すること。第四、食糧の国内自給を増大して輸入食糧を抑制し、輸入食糧の価格調査費を節減して、これを国内食糧の自給及び農村保護に必要な経費に充てること。第五、芋類の統制撤廃に伴う品種の改良、加工、利用等の諸政策に遺憾を認めます。第六、食糧配給機構の改正は名目や形式に捉わることなく、実状に即応して万全を期すること。尚食糧配給機構の改正に伴い、食政の負担を排除し、離職者の善後措置に着手し、一方かかる際に起りがちなボス的行動及び不正行為を嚴重に警戒すること。第七、土地改良、干拓及び災害復旧費等を拡大すると共に、融資手続を簡素化すること。第八、食糧の保管に遺憾なきを期するため、農業出奨励金及び超過供出特別価格買入れを継続実施すること。

○委員長(橋見義男君) 他に御発言ございませんか。

○鈴木順一君 私は民主党といたしまして、要望をして本案に賛成するものであります。御承知のように、農村は非常な危局に瀕しておりますので、金詰りと重税とそれから最近食糧が沢山輸入され、而もこれには補給金が非常に多い。肥料は値上がりである。又聞くところによれば、重税のうちにも農業用の山林に対して落葉をかいたために、一步未満の農家は、二万五千円赤字になると重税を課される農村が沢山輸入め願いたい。それから最近農村の金詰まりは、大臣特に御承知の通り窮屈しておるということは過言ではないと思ひます。特に農林省の調査統計には、一町步步で三百円の所得を課すとか、農羽で七百円の所得を見せておる。こういうような重税を課される農村が非常に恐慌になつておるといふことは過言ではないと思ひます。特に農林省の調査統計には、一町步步未満の農家は、二万五千円赤字になる。平均耕作反歩は八反乃至八反

で政策の樹立実行に万全を期すること。第四、食糧の国内自給を増大して輸入食糧を抑制し、輸入食糧の価格調査費を節減して、これを国内食糧の自給及び農村保護に必要な経費に充てること。第五、芋類の統制撤廃に伴う品種の改良、加工、利用等の諸政策に遺憾を認めます。第六、食糧配給機構の改正は名目や形式に捉わることなく、実状に即応して万全を期すること。尚食糧配給機構の改正に伴い、食政の負担を排除し、離職者の善後措置に着手し、一方かかる際に起りがちなボス的行動及び不正行為を嚴重に警戒すること。第七、土地改良、干拓及び災害復旧費等を拡大すると共に、融資手續を簡素化すること。第八、食糧の保管に遺憾なきを期するため、農業出奨励金及び超過供出特別価格買入れを継続実施すること。

○小川久義君 私も要望いたしまして、食糧の整備を図ること。第九、早期供出を簡素化すること。第十、食糧の保管に遺憾なきを期するため、農業出奨励金及び超過供出特別価格買入れを継続実施すること。

○委員長(橋見義男君) 他に御発言ございませんか。

○鈴木順一君 私は民主党といたしまして、要望をして本案に賛成するものであります。御承知のように、農村は非常な危局に瀕しておりますので、金詰りと重税とそれから最近食糧が沢山輸入され、而もこれには補給金が非常に多い。肥料は値上がりである。又聞くところによれば、重税のうちにも農業用の山林に対して落葉をかいたために、一步未満の農家は、二万五千円赤字になると重税を課される農村が沢山輸入め願いたい。それから最近農村の金詰まりは、大臣特に御承知の通り窮屈しておるということは過言ではないと思ひます。特に農林省の調査統計には、一町步步で三百円の所得を課すとか、農羽で七百円の所得を見せておる。こういうような重税を課される農村が非常に恐慌になつておるといふことは過言ではないと思ひます。特に農林省の調査統計には、一町步步未満の農家は、二万五千円赤字になる。平均耕作反歩は八反乃至八反

五臓であるという現実においては、悉く赤字になる。これは農産物価格が適正でないことに帰属すると思つても、先程羽生委員から言われたように、これに対する資金の操作もまたしまして賛成いたします。

○委員長(橋見義男君) 討論はこれで終結したものと認めます。食糧管理法の一部を改正する法律案についてこれより採決をいたします。衆議院送付原案通り賛成の方の起立を求めます。

〔起立者多数〕 「起立者多数」 ○委員長(橋見義男君) 起立者多数と認めます。よつて本法案は多数を以て可決することに決定いたしました。賛成者の署名並びに委員長報告は先例によつて上院へ提出いたします。

○委員長(橋見義男君) それでは順次御署名願います。

○委員長(橋見義男君) 多数意見者署名

岡村文四郎 小川 久義 赤澤 與仁 石川 順吉 柴田 政次

深水 六郎君 鈴木 順一君 池田 恒雄君 岡村文四郎君

北村 宗司君 小川 久義君 林野庁長官 横川 信夫君 食糧府長官 安孫子藤吉君

岡田 宗司君 池田宇右衛門 (農政局長) 藤田 繁君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水 北村 一男君 石川 順吉君 池田 宗司君

岡田 宗司君 小川 久義君 岩村文四郎君

北村 一男君 岩村文四郎君

赤澤 六郎君 深水

とを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「牧野」とは、主として家畜の放牧又はその飼料若しくは穀物の採取の目的に供される土地(耕作の目的に供される土地を除く)をいう。

第二章 牧野管理規程

(牧野管理規程の作成)

第三條 地方公共団体は、その管理に属する牧野であつて政令で定められたものにつき、当該牧野が立地その他他の諸条件に応じて最も効率的に利用されるよう牧野管理規程を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定により牧野管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、牧野管理規程を定めなければならない。

3 当該牧野の利用者、所有者その他の利害関係のある者で、当該牧野管理規程案に不服のあるものは、前項の公示期間満了後二十日以内に、当該地方公共団体に異議を申し立てることができる。

4 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、当該地方公共団体は、同項の期間満了後二十日以内に、公聴会を開き、当該牧野の利用者、所有者その他の利害関係のある者の意見を聞かなければならぬ。

5 地方公共団体は、牧野管理規程を定めたときは、選定なく、左の各号の区分に従い、それぞれ、農林大臣又は都道府県知事の認可を申請しなければならない。

一 都道府県にあつては、農林大臣

の換算の方法は、農林省令で定めること。

(牧野管理規程の遵守)

第五條 地方公共団体は、牧野管理規程に従つて当該牧野を利用させなければならない。

6 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合において、当該牧野管理規程が、当該牧野を最も効率的に利用させるのに適当であると認めるとときは、これを認可しなければならない。

7 農林大臣又は都道府県知事は、第五項の規定による認可の申請を却下するときは、その理由を明示しなければならない。

8 牧野管理規程の変更については、前六項の規定を準用する。

(牧野管理規程の内容)

第一條 牧野管理規程には、少くとも左の事項を記載しなければならない。

2 位置及び面積

二 用途別に区分及び面積

三 放牧地にあつては放牧期間、家畜の種類別認容頭数及び放牧方法、採草地にあつては採草期間、採草回数及び採草量

4 第一項の規定により立入検査の権限は、犯

罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権利関係の調整)

第七條 第三條第六項の規定により

する権員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の立入検査の権限は、犯

罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改良及び保全の指示)

第九條 牧野が著しく荒廃し、且

つ、保水力の減退、土地の侵しよ

くその他の事由により国土の保全

に重大な障害を與えるおそれのある場合において、その障害を除去するため必要があるときは、都道府県知事は、その必要の限度において、期間及び区域を定め、当該

牧野の所有者その他の権原に基き管

理を行う者に対して、草種又は草

生の改良その他牧野の改良及び保

全に關しとするべき措置を指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の指示を

する場合には、左に掲げる基準に準拠してしなければならない。

1 当該指示に係る措置を実施することが技術的に可能であり、且つ、その措置によつてもたらされた当該牧野の効用の増加に比して、著しく多額の費用を要ができない。

二 当該指示に係る措置を実施することが国土の保全を促進するとともに、牧野の利用効率を高めること。

(指示の変更)

第三章 保護牧野

第十條 前條第一項の指示を受けた者は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該指示の変更を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請があつたとき、又は必要があると認めるときは、前條第一項の指示を変更を申請することができる。

3 前條第三項の規定は、前項の変更について準用する。

(指示の失効)

第十一條 第九條第一項の指示のあつた牧野(以下「保護牧野」といふ。)につき、牧野としての用途が廢止されたときは、同様同項の指示は、その効力を失う。

2 第九條第一項の指示を受けた者は、前項の用廃止の日から三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(立入検査)

第十二條 都道府県知事は、第九條

第一項の指示に係る措置の実施を確保するため必要があるときは、

その職員に当該保護牧野に立ち入り、当該指示に係る措置の実施

申請しなければならない。

て定めることができる。この場合

は、地方公共団体は、契約の條件

される当該牧野の効用の増加に

らせ、当該指示に係る措置の実施

状況を検査させることができるもの。

2 第六條第三項及び第四項の規定は、前項の立入検査について適用する。

(完了の届出)

第十三條 第九條第一項の指示を受けた者は、当該指示に係る措置の実施を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了していると認めるときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(損失補償)

第十四條 国は、第九條第一項の指示を実施したため損失を受けた者に対し、その実施により通常生ずべき損失を補償する。

2 第九條第一項の指示は、これに伴い前項の規定によつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の範囲内において、しなければならない。

(権利関係の調整)

第十五條 契約により所有権以外の権原に基き牧野の管理を行う者が、第九條第一項の指示を受け、当該指示に係る措置を実施するため必要な費用を支出したときは、その者は、契約の相手方に対する補償の減免につき協議を求めることができる。

小作料、賃借料その他その利用の他の権利の存続期間の延長又は小作料、賃借料その他の利用の対価の減免につき協議を求めることができる。

第十六條 第九條第一項の指示を受け、当該指示に係る措置を実施す

るために必要な費用を支出した者と当該牧野の利用者との間に、当該牧野の使用又は収益に關する契約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の條件にかわらず、小作料、賃借料その他の利用の対価につき、相当の増額を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、当該牧野の利用者は、その権利を放棄し、又は契約を解除することができる。

(適用除外)

第十七條 森林法(明治四十年法律第四十三号)第三十六條において準用する同法第十四條の規定により保育林に編入されている牧野については、この章の規定を適用しない。

(第四章 雜則)

第十八條 都道府県知事は、牧野に害虫が発生し、これが他にまん延するおそれのある場合において、必要があるときは、区域、期間及び駆除の方法を定め、当該牧野の所有者その他権原に基き管理を行う者に対し、その害虫を駆除すべき旨を指示することができる。

(報告)

第十九條 都道府県知事は、この法律の目的を達するために必要があると認めるときは、牧野の所有者、管理者又は利用者に対し報告

の提出の目的を附記した文書をもつて、当該牧野又はその施設に關

し、必要な報告を求めることがで

きる。

(奨励措置)

第二十條 国は、第三條に規定する牧野の改良事業を行ふ者、第九條第一項の指示により保護牧野の改良事業を行ふ者及び第十八條第一項の指示に従うい害虫の駆除の事業を行ふ者に対する奨励措置を講ずる。

2 第十九條(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一 第十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

二 第十九條(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十九條(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十九條(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 森林大臣は、前項の期間の経過後、牧野組合の清算をすみやかに実行せ、遅くともこの法律の施行の日から一年以内に、その清算を結了せざるよう努めなければならぬ。

六 この法律の施行前(附則第三項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後(同項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効後)でも、なお從前の例によることとする。

七 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十一号)の一部を次のよう改訂する。

八 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のよう改訂する。

九 附則第三項の牧野組合について

1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。

2 牧野法(昭和六年法律第三十七号)以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 附則第三項の牧野組合について

4 削除」に改める。

5 附則第三項の牧野組合について

6 附則第三項の牧野組合について

7 附則第三項の牧野組合について

8 附則第三項の牧野組合について

9 附則第三項の牧野組合について

10 附則第三項の牧野組合について

11 附則第三項の牧野組合について

12 附則第三項の牧野組合について

省令で定める。

(第五章 罰則)

第二十四条 第九條第一項の規定による指示に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の承継人に對しても、その効力を有する。

第二十七条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第二十八条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第二十九條 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第三十条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第三十一条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第三十二条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第三十三条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第三十四条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第三十五条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第三十六条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第三十七条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第三十八条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第三十九條 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第四十条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第四十一条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第四十二条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第四十三条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第四十四条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

第四十五条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

定にかかわらず、旧法は、なおその効力を有する。

4 前項の牧野組合であつて、この法律の施行の日から五月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く。)は、その時に解散する。

5 農林大臣は、前項の期間の経過後、牧野組合の清算をすみやかに実行せ、遅くともこの法律の施行の日から一年以内に、その清算を結了せざるよう努めなければならない。

6 この法律の施行前(附則第三項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効後)にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後(同項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効後)でも、なお從前の例によることとする。

7 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十一号)の一部を次のよう改訂する。

8 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のよう改訂する。

9 附則第三項の牧野組合について

10 附則第三項の牧野組合について

11 附則第三項の牧野組合について

12 附則第三項の牧野組合について

13 附則第三項の牧野組合について

14 附則第三項の牧野組合について

15 附則第三項の牧野組合について

16 附則第三項の牧野組合について

17 附則第三項の牧野組合について

18 附則第三項の牧野組合について

19 附則第三項の牧野組合について

20 附則第三項の牧野組合について

21 附則第三項の牧野組合について

昭和二十五年四月二十日印刷

昭和二十五年四月二十一日發行

參謀院事務局

(四〇七) 印刷者 印 刷 厅